

# 新領域研究グループ規則

## (目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本化学会（以下「本会」と言う。）研究交流部門長が管轄する新領域研究グループの運営等の方法に関する事項について定め、新領域研究グループの適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## (新領域研究グループの目的)

第2条 新領域研究グループは、分野がいくつかの研究領域にまたがり、一つの既存領域ではカバーできない萌芽的新領域の発展を支援することを目的とする。

## (新領域研究グループの設置)

第3条 新領域研究グループの設置申請は、代表者1名（本会個人正会員）とメンバー1名以上9名以内の連名でグループ名・設置理由・その他を記した所定の申請書を研究交流部門長あてに提出しなければならない。

2 新領域研究グループの新規の設置申請は、随時受け付ける。

3 研究交流部門長は、この申請書を副部門長と協議のうえ、その採否を決め、理事会に報告する。なお、必要に応じて、学術研究活性化委員会に設置の適否の検討を依頼できる。

4 上記の申請とは別に、研究交流部門長の発議により新領域研究グループを設置することができる。

## (新領域研究グループメンバー)

第4条 新領域研究グループのメンバーは10名以内とする。なお、メンバーは本会会員に限らない。

2 新領域研究グループの設置期間は原則として5年とする。なお、廃止となった新領域研究グループが本会と関わりなく自発的に活動を継続することは差し支えないものとする。

## (新領域研究グループの運営)

第5条 新領域研究グループの事業年度は、本会と同じ3月1日から翌年2月末日とする。

2 新領域研究グループは所定の様式により毎年3月末日までに研究交流部門長あて事業報告書を提出しなければならない。

3 新領域研究グループの申請により本会の会議室及びWebサーバーの無償での使用を許可することができる。また、新領域研究グループは春季年会で特別企画を企画できるものとする。

## (新領域研究グループの解散)

第6条 新領域研究グループの設置期間満了以外での解散は、あらかじめ研究交流部門長に所定の用紙にて届出、承認を得るものとする。

## (改 廃)

第7条 この規則の改廃は、研究交流副部門長の発議で研究交流部門長が決定する。

## 附 則

1 この規則は、公益社団法人日本化学会の設立登記の日（平成23年3月1日）から施行する。

（平成23年2月28日 研究交流部門長 制定）